

出産育児一時金等に関する改正について

令和5年4月1日に出産育児一時金等に関する改正が行われます。

出産育児一時金等の支給額の内訳が変わります

令和5年4月1日以降の出産について、出産育児一時金等の法定支給額が現行の40.8万円から48.8万円に引き上げられます。

尚、ひかり健康保険組合の付加金については改正後も現行通り5万円支給します。

■ 出産育児一時金等の支給額の比較 ■

	令和5年4月1日 以降の出産	令和4年1月1日から 令和5年3月31までの出産	令和3年12月31日 以前の出産
産科医療補償制度に 加入している分娩機関	法定給付 488,000 円 +産科医療補償 12,000 円 +付加金 50,000 円 = 550,000 円	法定給付 408,000 円 +産科医療補償 12,000 円 +付加金 50,000 円 = 470,000 円	法定給付 404,000 円 +産科医療補償 16,000 円 +付加金 50,000 円 = 470,000 円
産科医療補償制度に 未加入の分娩機関	法定給付 488,000 円 +付加金 50,000 円 = 538,000 円	法定給付 408,000 円 +付加金 50,000 円 = 458,000 円	法定給付 404,000 円 +付加金 50,000 円 = 454,000 円